

## 鳥取県告示第 426 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度における鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立中部療育園の利用に係る使用料の徴収及び収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社ニチイ学館

2 委託期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで